

小中学校の給食費の保護者負担を軽減 ～給食費の保護者負担額を据え置き、3人目以降を無償化します～

1 給食費に対する支援

(1) 目的

物価高騰の影響により4月に改定する給食費について、子育て世帯への支援のため、令和7年度については、現在の保護者負担額と同額に据え置きます。

(2) 内容

令和7年度の給食費と保護者負担額 ※1食あたり

	保護者負担額 (A)	R 6 給食費	R 7 改定給食費 (B)	市負担額 (B - A)
小学校	245円	295円	305円	60円
中学校	285円	340円	350円	65円

※ 学校給食費は、令和6年度にも改定していますが、保護者負担額は令和5年度までの金額に据え置いています。

(3) 軽減見込額

約270,000千円 ※国の重点支援地方交付金を活用

2 多子世帯への支援

(1) 目的

多子世帯の経済的な負担を軽減するため、春日井市立小中学校に同時に通う児童生徒が3人以上いる保護者に対し、3人目以降の給食費を無償化します。

(2) 内容

3人目が無償化になる例

※ 無償対象の児童生徒は約1,000人の見込み

3人とも春日井市立小中学校に通う場合

中学2年生 小学5年生 小学3年生



285円 245円 無償

保護者負担額 (1食あたり)

(3) 軽減見込額

約46,000千円 ※国の重点支援地方交付金を活用